

二本松市国土利用計画 (案)

平成29年 月

二本松市

目 次

前文

第1章 市土利用の現状と課題	1
1 市土の特性	1
2 市土利用をめぐる基本的条件の変化	1
3 市土利用の現状	2
4 市土利用の課題	3
第2章 市土利用の基本構想	4
1 市土利用の基本理念	4
2 市土利用の基本方針	4
3 市土利用の基本方向	5
第3章 市土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	8
1 利用区分ごとの規模の目標	8
2 地域別の概要	9
第4章 計画を実現するために必要な措置の概要	12
1 復興・再生に向けた土地利用の推進	12
2 土地利用の転換の適正化	12
3 土地の有効利用の促進	12
4 災害に強い市土づくり	14
5 環境の保全と美しくゆとりある市土利用	14
6 地域整備施策の推進	15
7 土地利用に関する法律等の適切な運用	16
8 市土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	16

前 文

この計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 8 条の規定に基づき、二本松市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関する基本的事項について、福島県国土利用計画を基本とし、新二本松市総合計画「二本松を元気に！新 5 ヶ年プラン」（以下「新二本松市総合計画」という。）に即して定める計画であり、市土の利用に関する行政上の指針となるべきものです。

なお、この計画は、本計画の基本となる計画の改訂や社会情勢の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

第1章 市土利用の現状と課題

1 市土の特性

市土は、福島市と郡山市の中間に位置し、安達地方の中心都市となっています。

市域は、平成17年に二本松市と安達町、岩代町、東和町の3町が合併し、東西約36km、南北約17km、総面積34,442haに広がったことで、会津地方及び浜通り地方の両地域に境界を接しています。

市域中央の平坦部を阿武隈川が北流し、西端には智恵子抄で知られる安達太良山(1,700m)、東南端には富士山が見える、日山(天王山1,057.6m)がそびえています。

西部は、奥羽山系に属する安達太良山の麓に広がる地域で丘陵地が多く、中央の平坦部は標高200~300mで比較的温暖で、年間降水量も比較的少なく過ごしやすいところです。東部は阿武隈山系の北部に位置し、標高は200mから1,057mで大小高低の丘陵地が多く、この間を小浜川、移川及び口太川が流れ、その流域に小区画の耕地と集落が点在しており、豊かな自然や美しい景観があります。

2 市土利用をめぐる基本的条件の変化

以下のような基本的条件の変化は、今後の土地利用の動向に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

(1) 東日本大震災による福島第一発電所事故が与えた影響

平成23年3月に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散(以下「原子力災害」といいます。)は、市土の生活圏、農用地、森林などを広く汚染し、市民の生活や生産活動・経済活動のための土地利用に大きな影響を与えています。

(2) 人口の減少と少子高齢化の進行

全国的に人口の減少が大きな社会問題となっていますが、二本松市においても人口は減少傾向にあります。平成17年12月の合併時の人口は63,095人でしたが、平成27年12月現在には58,038人(福島県推計人口による)と約1割の人口が減少しています。また、少子高齢化も進行しており、平成17年度と平成27年度国勢調査の年齢3区分別人口を比較すると、この10年間で、年少人口(0~14歳)が14.1%から11.3%、生産年齢人口(15~64歳)が61.4%から58.5%、高齢者(65歳以上)が24.5%から30.2%と年少人口と生産年齢人口の割合が低下し、高齢者の割合が増加しています。

少子高齢化傾向を是正し、人口減少の抑制を図ることが喫緊の課題となっています。

さらに原子力災害により市外へ自主避難をしている市民の帰還環境の整備を進めることで市への帰還を促進し、人口の回復を目指していく必要があります。

(3) 産業構造の変化

平成17年度と平成22年度の国勢調査の産業3区分別就業者数から本市の産業構造を見

ると、第1次産業及び第2次産業の従事者割合が減り、第3次産業の従事者割合が増加しています。

第1次産業については、従事者の高齢化や後継者不足から遊休農地や耕作放棄地が拡大しており、原子力災害での風評がさらに拍車をかけていると考えられます。担い手の育成と農業者への支援、ブランドイメージの向上が課題となっています。

第2次産業については、ビジネスマッチングによる販路の拡大や、生産力向上のための人員育成支援等の各種補助事業の充実による産業の活性化が必要です。

(4) 地球環境問題の深刻化

温室効果ガスの影響による地球温暖化現象が世界中で叫ばれていますが、東北地方でも年平均気温が100年で1.64度上昇しています。平均気温の上昇は異常気象や生態系の変化に影響を及ぼすと考えられており、再生可能エネルギーや環境負荷の低減に力を入れていく必要があります。

(5) 土地利用に対する意識の変化

中心市街地の空洞化や耕作放棄地の増加など土地の低未利用地化が顕著になっている中、開発を志向する土地利用から、低未利用地の有効利用への要請が高まってきています。こうした土地利用への意識の変化は、人口や土地需要の減少による土地利用転換圧力の低下と土地利用効率の低下が進んでいるという土地利用動向を反映しています。

また、良好な景観の形成や自然環境の保全、自然とのふれあいなどへの関心の高まり、災害に対する市土の安全性の確保の必要性、特に東日本大震災や原子力災害等を踏まえた防災・減災対策の強化など、市土利用の質的な面での向上が求められてきています。

3 市土利用の現状

本市の市土の総面積は、34,442haで、平成27年の市土の利用区分別面積の構成を見ると、農用地が17.9%、森林や原野が46.7%を占めており、自然豊かで閑静な環境を形成しています。

特に西部の奥羽山系に属する安達太良山から麓に広がる高地は、一部国立公園として温泉やスキー場等を中心に観光・レクリエーション地として活用されています。また、東部の阿武隈高地の北部においても、自然景観、キャンプ場、運動施設、道の駅等を核として観光レクリエーションゾーンを形成しており、観光客が多く訪れ、地域間交流が活発となっています。

農用地においては、高齢化の進行や原子力災害による風評により農業従事者の数が減少しており、遊休農地や耕作放棄地が拡大している傾向にあります。

宅地は5.1%で、都市地域は、阿武隈川の西に旧城下町の市街地が広がり、市街地に隣接した南側は工業団地として利用されています。近年は、安達駅周辺が整備されたことで民間主導による宅地化と商業施設の立地が進んでいるため、環境と利便性を両立させながらコンパクトに都市機能が集約されるような市街地の整備が重要となっています。また、一方で中心市街地の空洞化が進んでいることから、商業、サービス機能の集積を図ることによって、まちなかの経済活動を活性化させることが必要となっています。

4 市土地利用の課題

当二本松市の平成17年12月1日の合併時点での人口は、63,095人でしたが、平成27年12月1日時点で58,038人となっており（福島県推計人口による）、人口減少傾向にあります。

少子高齢化が進む中で、原子力災害の影響で市外、県外へと自主避難をしている者が人口減少に少なからず影響を与えており、安全・安心な居住環境を確保し、避難者へ向けて情報を発信していくことが重要となっています。人口減少という大きな課題に直面している現在、土地利用にあたっては、効率性や利便性をより考慮したものへと転換を図ることで利便性が高く活力ある市域を形成し、都市機能を中心市街地に誘導して、ゆとりや快適さ、安全・安心が確保された土地の有効利用が必要となっています。

また、周辺の中山間地域における市土保全、市土の景観に果たしている役割を重視し、市街地との連携を強めながら、土地利用について、快適性や安全性の観点から、地域の特性を活かし、自然環境に配慮しながら持続的発展の可能性を探るとともに、質的な向上を図る必要があります。

第2章 市土地利用の基本構想

1 市土地利用の基本理念

市土は、生活と生産の場であり、現在及び将来における市民のためのかけがえのない限られた資源であるとともに、市民共通の資産です。このため、市土の利用は公共の福祉を優先させ、この限られた貴重な資源を市内各地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と、市土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的に行なわなければなりません。

将来の市土利用にあたっては、平成32年度を目標年度とした新二本松市総合計画の「子どもや若者の未来を創るまち」、「郷土愛にあふれ活力と賑わいのあるまち」、「いつまでも元気で生きがいのもてるまち」、「助け合い、支え合い、安全に安心して暮らせるまち」という基本目標に沿って、中・長期的展望に立った市土利用を図ります。

2 市土地利用の基本方針

今後の市土利用方針にあたっては、市土の持つ特性を十分に認識し、安全性の向上、持続可能性、美しさ・ゆとりの向上等に配慮しながら、中・長期的展望にたつて次のような土地利用を図ります。

(1) 本市は、水と緑の豊かな自然に恵まれ、優れた自然景観や田園風景が市域全体に広がっています。このような豊かな自然や景観は、市民の生活に潤いと安らぎを与えるものであり、市内各地域のそれぞれの長所を最大限に引き出す地域づくりを進めることで、市民はもちろん、来訪者にとっても愛着の持てる美しく快適な土地利用を進めます。

(2) 近年、地球温暖化が要因とされる従来では考えられなかったような規模の異常気象が毎年のように発生し、農地や山林、森林等の自然の持つ多面的機能が重要視されるようになっていきました。そのため、社会経済活動と自然との共生を維持する観点に立ち、自然や環境への負荷の少ない社会を構築していく必要があります。

これまで市民が培ってきた自然と共生した生活や実践活動をより深め、生活の質的向上や経済の活性化につなげ、環境を良くすることとの相互依存関係を築いていきます。また、農地や森林が本来有している自然循環機能や災害未然防止機能を発揮することができるよう、環境に配慮した取り組みを進めます。

(3) 中山間地域においては人口減少や少子高齢化が著しく、山間部の集落では、集落機能の維持が厳しくなっており、耕作放棄地などの未利用地も増加しています。

今後は集落機能の維持に向けた取り組みを進めるとともに、豊かな自然や伝統に育まれた独自の文化に代表される地域資源を有する中山間地域の特性を活かした交流を進め、地方での生活に新たな価値を求める都市部の住民を呼び込みながら、二地域居住や事業の創出等を進め活性化する事で、農山村の快適性の向上や地域資源の保全・活用を図ります。

(4) 都市的土地利用の外延化が進む中で、中心市街地で空き店舗や空き家が目立つ地域が増えており、中心部の活力が低下しているところも少なくありません。

中心市街地は、人、情報、物の交流の場であり、市域全体の活力の源として、また、サービス産業を中心に新しい産業を産み出す場としていくため、中心地区に文化機能や商業・サービス機能、業務機能等の誘導を図り、生活環境の向上に努めます。

(5) 市内には、先人たちが残した歴史的文化遺産が数多くあります。心の豊かさや生活に潤いを求めるニーズが高まる中で、地域で保存・伝承されてきた文化遺産への関心が高まっています。これら文化遺産については、開発事業や生活様式の変化、高齢化などにより、失われる危険性が増しています。文化遺産の価値を十分に認識し、地域の財産として継承や観光資源等として活用を進めていくことにより、地域個性の発揮を図ります。

3 市土地利用の基本方向

(1) 地域類型別

①都市地域

都市地域は、本市の顔として、楽しみと賑わい、安全でゆとりの都市空間の形成を図ることによって、都市機能を一層充実させます。

中心市街地においては、商業機能や公共施設および公共交通等の都市機能をコンパクトに集積させ、拠点性を高めることで賑わいと人の流れを創出し、商店街の自主性や地域性を尊重しながら土地の有効利用を促進する一方、周辺の市街地については、自然環境に配慮しつつ、地域特性に整合した土地利用を推進します。

また、防災機能の強化や生命維持に欠かせない水、食料、電気等のライフラインの確保などを通して災害に強いまちづくりを進めます。

②農山村地域

農山村地域については、地域特性を活かした良好な生活環境を整備するとともに、市民、観光客等の来訪者の多様なニーズに合った農林業の展開、地域産業の振興、余暇需要への対応等により、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう土地利用を誘導します。

このような土地利用を進める中、農用地や森林は、市土保全機能や災害未然防止機能、自然環境保全機能、景観形成機能を併せ持っているため、その整備と利用の高度化を図りながら優良農用地や森林を確保します。

また、農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域においては、農業の生産基盤としてだけでなく、地域住民の意向に配慮しつつ、都市との交流等を図りながらその有効利用に努めます。

③自然維持地域

貴重な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地、優れた景観を有する地域など、人々にやさしげや潤いを与えてくれる維持すべき地域については適正な保全を図ります。また、適正な管理のもと、自然特性を踏まえつつ、自然体験や自然学習等、自然とのふれあいの場としての利活用を図ります。

(2) 利用区分別

①農用地

農用地については、本市の主要産業である農業の基盤であり、効率的、安定的な生産を実現することができるよう周囲の景観や生態系に配慮しながら整備を促進し、優良農用地を確保するとともに、地域内で合理的な営農システムを構築することにより、農用地の利用集積を推進します。

また、農用地は農産物の生産だけではなく、保水機能や災害未然防止機能、田園風景の形成に大きく寄与しており、その国土保全機能を十分発揮できるよう努めるとともに、資源循環型で環境への負荷をできるだけ軽減できる利用を図ります。

遊休農地や耕作放棄地は、地域特性を活かした利用を推進し、農業以外の就業の場や都市部の住民との交流の場など、地域全体の土地利用のあり方、自給的農家を含めた集落機能のあり方に配慮した土地利用を図ります。また、農地としての機能が失われている遊休農地や耕作放棄地については、本来の森林へ戻し地球環境に配慮することも検討します。

②森林

森林については、木材をはじめとする林産物の生産機能のほか、水源かん養、水質・大気の浄化、自然環境の保全、野生生物の生息地、やすらぎの場の提供など様々な機能を果たしています。また、地球温暖化が進む中で、二酸化炭素を吸収する森林は重要な役割を担っています。

このような森林の有する多面的な機能を総合的に発揮していくことができるよう、多様な主体の参画を得ながら森林の確保、整備を図ります。

③原野

原野については、野生生物の生息に重要な役割を持っているものについては、機能を損なわないように、地域の自然環境に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

④水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における河川改修の促進、生活用水及び農業用水等への安定した水資源の確保を図るため、整備に要する用地の確保を図ります。

水面・河川・水路の整備にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、潤いのある水辺環境の維持・向上を図ります。

⑤道路

道路については、市民の生活や円滑な産業活動などを支援し、均衡のとれたまちづくりを進める上で欠くことのできない社会的基盤のひとつです。

市内の骨格的道路ネットワークの形成を図るとともに、道路の維持補修や交通安全施設の整備、側溝改修を進め、長寿命化を図ることで、安全に通行しやすい道路環境の整備を推進します。

農林道については、自然環境に配慮しながら、農林業の生産性の向上及び農林地の適正な管理を図るため整備を推進します。

⑥住宅地

住宅地については、若い世代の定住化促進へ向けて支援を進めるとともに、ライフスタイル

の多様化など住宅ニーズの多様化が進んでいることから、良質な住宅及び住環境の形成に向け、自然環境や周辺環境に配慮した良好な住宅地の供給及び住環境の整備を図ります。

中心市街地や地域拠点については、地域特性に応じた機能集積を促進し、良好な住環境の整備を図ります。また、中心市街地の空洞化や少子高齢化による人口減少、核家族化等が要因と考えられる空き家が増加しており、近隣住民の安全性や景観が損なわれる恐れがあることから、空き家の適正な管理に努めます。

⑦工業用地

工業用地については、経済活動のグローバル化、IT化の進展、環境への関心の高まりなど社会経済環境が大きく変化する中で、地域経済の発展と雇用機会の確保に向け、市内産業の高度化や新たな企業が立地しやすい工業団地の適地確保・造成等を図ります。

⑧その他の宅地

店舗、事業所などその他の宅地については、市民の豊かな生活を支えるとともに、地域経済の担い手として重要な役割を果たしていますが、担い手の高齢化や人口減少により中心市街地においても空き店舗が目立ち始めています。

生活スタイルの多様化や規制緩和などに対応し、店舗の改修補助事業等のハード事業や、まちなかイベント開催支援等のソフト事業と、ハードとソフト両面で魅力ある商店街づくりを進めるとともに地域住民の生活を支える生活インフラの確保に向けた環境整備を図ります。

また、新しいビジネスは雇用の創出という面からも期待できることから、創業への支援を進めるとともに都市地域への誘導を図ります。

⑨その他

その他の土地利用（公共施設用地等）については、市民の利便性とゆとりある公共空間の確保を図ることを基本に、店舗、事業所など市民生活の利便施設と連携を図りつつ、環境の保全に配慮して用地の確保と整備を推進します。公共施設等の整備にあたっては、障がい者や高齢者など、誰もが利用しやすい構造を確保します。

さらに、低未利用地などについて、都市部においては、市民交流スペースや災害発生時の避難場所、公共施設用地としての検討等有効な利用を図ります。農山村部においては、優良な農用地は、多様な担い手へ農用地を集積することで再利用を促進する一方、山林に持続するような条件が不利な農用地については、山林部に還元を図る等、周辺の環境と土地利用に配慮しながら、適正な利用を図ります。

第3章 市土の利用区分ごとの規模の目標及び その地域別の概要

1 利用区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は平成32年とし、基準年次は平成27年とします。
- (2) 市土の利用に関して、基礎的な前提となる目標年次における人口、世帯数は、それぞれ53,000人、18,030世帯になるものと想定します。
- (3) 市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分ごとの市土利用の現況と推移についての調査に基づき、将来の人口、世帯数及び産業構造等を考慮して、利用区分ごとに必要な土地面積を予測し、市土利用の実態との調整を行い、定めるものとします。
- (4) 市土の利用の基本構想に基づく平成27年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。

(単位:ha、%)

	面積		構成比	
	平成27年	平成32年	平成27年	平成32年
1. 農用地	6,151	6,117	17.9	17.8
農地	6,125	6,096	17.8	17.7
採草放牧地	26	21	0.1	0.1
2. 森林	15,709	15,708	45.6	45.6
3. 原野	374	374	1.1	1.1
4. 水面・河川・水路	740	740	2.1	2.1
水面	39	39	0.1	0.1
河川	479	479	1.4	1.4
水路	222	222	0.6	0.6
5. 道路	1,960	1,966	5.7	5.7
一般道路	1,928	1,934	5.6	5.6
農道	0	0	0.0	0.0
林道	32	32	0.1	0.1
6. 宅地	1,758	1,779	5.1	5.2
住宅地	994	1,002	2.9	2.9
工業用地	188	197	0.5	0.6
その他の宅地	576	580	1.7	1.7
7. その他	7,751	7,758	22.5	22.5
合計	34,442	34,442	100.0	100.0

2 地域別の概要

地域の区分は、歴史的な地域社会のまとまりを考慮し、合併以前の旧市町域の4区分とします。

地域別の概要は、次のとおりです。

地域の区分	地域に含まれる集落
二本松地域	二本松、塩沢、岳下、杉田、石井、大平
安達地域	油井、洪川、上川崎、下川崎
岩代地域	小浜、旭、新殿、上太田
東和地域	針道、木幡、太田、戸沢

(1) 二本松地域の概要

(現況)

本地域は、市域の4割近くを占める地域で、西に標高1,700mの奥羽山系に属する安達太良山がそびえ、東は阿武隈高地に属する大小の丘陵が起伏し、その中央を阿武隈川が流れています。

土地利用は阿武隈川より東部は起伏、地形に変化があり、中央を東北新幹線が走り、水田及び畑地が広がり稲作を中心とした複合経営が行われています。南部の阿武隈川沿いには工業地域があります。中央部は、阿武隈川と東北自動車道の間位置し、中心市街地が形成されています。中心市街地は、二本松城跡を中心とする城下町としての風情を残す旧市街地と、JR東北線南側の新市街地により構成されています。

安達太良山のふもとの平坦地から東北自動車道の間は、水田や畑、施設園芸などが盛んな農村地域であるとともに、市街地と安達太良山麓の結節ゾーンとしての役割を担っています。

安達太良山系とその山裾に広がる高地は、一部国立公園の指定を受け、山岳・渓谷など四季にわたる豊かな自然を有し、岳温泉・塩沢温泉があるなど、観光・レクリエーション拠点となっています。また、安達太良山麓では、豊かな草地資源等を有効利用し酪農を中心とした農業が営まれています。

(方向)

二本松市の中心市街地を含む本地域は、福島地方拠点都市地域の副都心としての役割を果たし、街の顔として活力や個性を生む中心市街地を再生していくことにより、商業・サービス・業務・文化など、都市機能の集積・誘導を図ります。市街地整備にあたっては、霞ヶ城公園周辺に通年観光施設を整備し、霞ヶ城公園から旧二本松市街にかけて歴史や文化をうまく活かしながら市街地を作ることによって、人を呼び込み、中心市街地の活性化を図ります。また、これに続く杉田駅周辺などについては、商業機能や良好な住環境の整備を図ります。合わせて杉田地区については、国道4号へのアクセスがしやすく、平坦な土地が続いているため、周辺地域の環境に配慮しつつ、新たな工業団地を整備します。

農用地は、農村集落とあわせ本市の優良農業地域としての振興を図ります。

安達太良山麓は、豊かな自然環境を活かした観光地づくりを推進するとともに、森林の保全、

畜産や林業基盤の整備を図ります。

(2) 安達地域の概要

(現況)

本地域は、本市の北部、阿武隈川の西側に位置し、平坦地や安達太良山麓からなる地域です。

平坦地は、国道4号の西側ですが、南北に地域を縦断する国道4号や県道福島・安達線、JR東北本線の安達駅を中心に郊外型商業施設や医療機関の立地、復興公営住宅、民間での宅地開発等が進んでおり、利便性が高く住みやすい住環境が整いつつあります。また、農村地域工業等導入地区などに企業が立地し、農地の高い集積とあわせ、農工一体の地域でもあります。

安達太良山麓は、畜産が振興され、遊休桑園の草地化、飼料作物化が進められています。また、国道4号の東側は農道や農業用水が確保されたことから、平坦地に次ぐ農業地帯となっています。

一方、高村光太郎の「智恵子抄」にちなんだ文化資源を活かした地域づくりや、平安時代から千年あまり受け継がれてきた和紙を伝承した工芸品産業が営まれています。

(方向)

都市化の進む安達駅周辺については、商業機能や良好な住環境の整備を図るとともに人口増に備えた公共施設の整備充実を図ります。また、二本松地域に連担する智恵子の杜公園等の丘陵地は、文化・レクリエーションの場として活用を図ります。

平坦地や国道4号の東側の優良な農用地が確保されている地域は、将来においても優良農業地域としての振興を図ります。また、豊かな自然環境を有する安達太良山麓地域は、自然とのふれあいの場や森林整備を図り、風光明媚な溪谷を成す稚児舞台のある阿武隈川流域は観光スポットとして磨き上げを進めるとともに親しめる水辺づくりを推進します。

(3) 岩代地域の概要

(現況)

本地域は、阿武隈高地の中腹にあり、標高は最低200m、最高1,057mで大小高低の丘陵地が広がっています。この間を小浜川、移川、口太川が流れ、その流域に小区画の耕地と集落が点在しているほかは、山間地の中腹高台に耕地・住家が散在しており、周囲は山林原野で占められています。

このように、本地域は阿武隈高地特有の起伏に富んだ山間丘陵地にあるため、農地のほ場整備率が低く、畑についても小区画で傾斜地が多い。また、少子高齢化や過疎化の進行により、耕作放棄地が増えています。

平坦地に限られるという地域特性から、地域全域にわたり住居が散在していますが、国道459号と主要地方道飯野三春石川線が交差する周辺の小浜及び百目木地区に基本的な生活機能が集積し、工場の立地もみられます。

日山山麓は県立自然公園に指定され、羽山などとともに、合戦場のしだれ桜、杉沢の大杉などの名木と豊かな自然環境を有し、小浜城跡、宮森城跡などの豊富な歴史・文化遺産とあいまって地域の自然、歴史、風土をかたちづくっています。

(方向)

本地域の拠点となる小浜地区を中心に、基本的な生活機能を充実するとともに、農用地と住宅地の混在が進みつつある農村集落については、地域内での合理的な営農システムを構築することにより、農用地の利用集積を推進します。また、農業体験やグリーンツーリズム、道の駅さくらの郷を中心とした地元農産物等の販売、イベント等の実施などを通じて都市部との交流を進め、二地域居住や定住促進を図り、耕作放棄地の解消に努めます。

森林については、日山一帯をはじめ豊かな森林資源があり、これらを再整備することにより、市土の保全や水源かん養等の公益的機能を高めるとともに、自然景観に留意しながら観光・レクリエーション資源としての活用を図ります。

(4) 東和地域の概要

(現況)

本地域は、阿武隈高地の西斜面に位置しているため、起伏の激しい標高300～500mの丘陵地にあり、平坦地は少なく集落は散在しています。本地域のほぼ中央に位置する針道地区に商業施設が集中しています。

農地は、畑が主で山間傾斜地に点在していますが、その多くが桑園であったことから、人口減少、高齢化と相まって、耕作放棄地が増加しています。

本地域は、隠津島神社や住吉城跡に代表される歴史を秘めた数多くの文化財やおだやかな山村風景などの資源に恵まれ、四季を通じて多くの人々に親しまれています。特に、名勝地の木幡山一帯、キャンプ場のある夏無沼一帯、カヌーのメッカ阿武隈川島山一帯と漕艇場など、優れた観光・レクリエーション資源をもち、また、東北のポストンマラソンと異名をもつ東和ロードレース大会や国指定重要無形民俗文化財の木幡の幡祭りなど、イベントも盛んに行われています。

(方向)

本地域の拠点となる針道地区を中心に生活機能の向上を図るとともに、農村集落において住環境の快適性確保に努めます。また、佐勢ノ宮ニュータウンについては、分譲をさらに進め、定住を促進します。

農地は、基盤整備を進め農地の有効利用により、中山間地域の持つ良さを活かした農業振興を図るとともに、地域内での合理的な営農システムを構築することにより、農用地の利用集積を推進します。また、道の駅ふくしま東和等をはじめとして、地元農産物を活用した加工品の販売が盛んな地域性があることから、農業の6次産業化をさらに進めるとともに、農業体験やグリーンツーリズムなどを通して、二地域居住や定住促進を図り、耕作放棄地の解消に努めます。併せて、本地域の豊かな地域資源を活用し、アウトドアスポーツの振興や自然とのふれあい、体験・滞在型の観光・レクリエーション地づくりを推進します。

第4章 計画を実現するために必要な措置の概要

1 復興・再生に向けた土地利用の推進

原子力災害による放射性物質の汚染は市内の広範囲に及んでおり、汚染された生活圏、農用地、森林等については、効果的・効率的な除染を推進するとともに放射性廃棄物の円滑な処理を推進します。

2 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分に留意した上で、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他の自然的、社会的条件を考慮して、適正に行うこととします。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を考慮して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の措置を講じます。無秩序な施設立地等の問題が生じる恐れのある地域においては、制度的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図ります。

(1) 農用地の転換

農用地の利用転換については、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図り、無秩序な転用を防止し、優良農用地の確保に努めます。

(2) 森林原野の転換

森林については、森林の持つ水源かん養、自然災害発生の防止、自然環境の保全などのさまざまな機能に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等を防止することを十分考慮して周辺との土地利用の調整を図りながら行います。また、原野の利用転換については、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図りながら行います。

(3) 大規模開発による転換

大規模開発による土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶものであり、周辺地域を含めて事前に十分な調査を行い、市土の保全と安全の確保、環境の保全に配慮し、適正な土地利用の確保を図ります。

3 土地の有効利用の促進

(1) 農用地の有効利用

農用地については、農道、用排水路などの生産基盤施設の整備を図るとともに、認定農業者や集落営農などの経営体への農用地の利用集積を積極的に行い、農地保全の取り組みと合わせて農用地の有効利用を促進します。

(2) 森林の有効利用

森林については、林産物生産機能及び市土保全、水源かん養、自然環境保全などの公益的機能を維持する働きがあるため、森林の整備を計画的に推進します。その際、観光やレクリエーション、市民の自然とのふれあいの場、青少年の教育の場等としての利用を促進するため、多様な森林の整備、保全策を推進します。

(3) 水面・河川・水路の有効利用

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息環境に必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図ります。

(4) 道路の有効利用

道路については、植栽等による道路緑化を推進して、良好な街並み景観の形成を図るとともに、災害時における緊急輸送路、避難路、防火帯としての機能強化など、道路空間の多面的機能の強化とその有効利用を図ります。

(5) 宅地の有効利用

宅地については、都市機能の集積と適正な配置を進めることにより、誰もが暮らしやすく利便性の高いコンパクトなまちづくりを目指し、居住機能、商業機能、業務機能等、多様な機能の集積を図ります。

①住宅地

住宅地については、さらに良好な住環境の整備を推進するとともに、長期的な需給見通しに基づく計画的な宅地の供給を促進します。また、既存集落内の道路、下水道、その他生活環境施設の整備を推進し、既存集落に介在する農地等の住宅地化を推進します。

②工業用地

工業用地については、周辺環境との調和、周辺土地利用及び都市基盤施設整備との調整を図りながら、既存の工業団地の機能向上に努め、土地の有効利用と公害の未然防止を図ります。

また、産業構造の変化、工場の立地動向を踏まえ、高度情報通信インフラ等の総合的な整備を促進し、質の高い工業用地の整備を図ります。

(6) 低未利用地の有効利用

低未利用地のうち、耕作放棄地については、土地の有効利用、市土及び環境保全の観点から、周辺の土地利用との調整を図りつつ、景観形成作物の作付け等積極的な活用を進めるとともに、地域の実情に応じ、地域活性化のための用地等への転換を図ります。

また、市街地の低未利用地については、市土の有効利用及び良好な都市環境の形成の観点から、計画的かつ適正な活用を促進します。

4 災害に強い市土づくり

(1) 災害に対する安全性を高める土地利用

災害に対する安全性の確保のため、風水害、土砂災害、豪雪、火山噴火および地震などの大規模な災害による影響を配慮した土地利用配置を図るとともに、土砂災害警戒区域などの指定による土地利用の抑制やハザードマップによる情報周知、防災訓練に関する取り組みなどハード整備とソフト対策が一体となった防災・減災対策を図ります。

(2) 農用地や森林の持つ機能の向上

洪水防止機能、土砂の流出抑制機能、水源のかん養機能など農業や森林の有する多面的機能の向上を図るために農林業の生産基盤の整備を推進するとともに環境保全型農業や中山間地域等における農地保全の取り組みを推進します。

(3) 災害に強いまちづくりの推進

災害に強い安全なまちづくりのため、住民の避難場所、物資の輸送拠点等に活用できる都市公園などのオープンスペースの整備を進めるとともに災害時には避難路や救援路、さらには火災の延焼遮断帯として機能する道路、河川等を計画的に整備することによって避難路ネットワークを強化します。

また、避難施設、防災拠点、防災無線等の情報通信基盤、上下水道などのインフラの防災機能の強化を図ります。

5 環境の保全と美しくゆとりある市土利用

美しい自然や景観、恵まれた環境等を次の世代へと引き継いでいくために再生可能エネルギーの推進や循環型社会の形成に向けた取り組み等を推進していきます。

(1) 多様な自然環境と景観の保全

市土の自然環境の保全、災害の防止、公害の防止を図るため、さらには歴史的風土の保存、文化財の保護及び良好な都市環境の形成を図るため、無秩序な都市開発、レクリエーション施設開発等の開発行為を規制します。

自然公園などの観光資源や優れた自然環境は、地域の特性に応じて適切に保全しつつ、自然との豊かなふれあいの場として整備を図ります。特に野生生物の生息地域においては、適正な保全・管理を行い、自然特性に応じたビオトープ（生物生息空間）の確保を図ります。

(2) 良好な環境の保全

良好な環境を確保するために、都市開発などの開発行為については、土地利用の適正化のための措置を講じます。

(3) 良好な居住環境の確保

良好な居住環境を形成するため、新たな住宅地開発については、既存集落、周辺土地利用との調整を図りながら推進するとともに、既存集落においては、道路、下水道、公園緑地、その

他生活環境施設整備を積極的に推進し、住宅地としての環境整備を推進します。

(4) 大規模開発への対応

大規模な開発、さらには、それらに伴う新たな道路等の都市基盤施設の整備については、周辺の土地利用との調和に配慮した整備を図ります。

(5) 自然災害発生を抑止

自然災害の発生を抑止し、安全な地域社会を確保するために、保安林、砂防施設の整備、河川改修、急傾斜地崩壊危険地域の整備・保全のための土地利用の規制など、国、県と連携しながら治山、治水の諸施策を講じます。

(6) 農用地および森林の有効利用

農用地や森林は、食料や林産物の供給のほか、市土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、生態系の維持、災害の防止など多様な機能を果たしていることから、その機能の維持・保全を目標として、農用地においては持続的発展を可能とする資源循環型の農用地利用を促進するとともに、森林においては、機能の維持・保全を図りながら自然環境を生かした土地利用を推進します。

6 地域整備施策の推進

都市地域、農山村地域及び自然維持地域それぞれの地域の個性や多様性を生かしつつ、市土の均衡ある発展を図るため、地域の特性と機能に応じた地域整備施策を推進し、都市地域、農山村地域及び自然維持地域における総合的環境の整備を図ります。

(1) 都市地域

二本松駅周辺地区、杉田駅周辺地区から安達駅周辺に至る一帯を「市街地・住宅ゾーン」とし、商業・サービス、業務機能、文化機能などの集積を進め、良好な住環境の整備を進めます。

また、中心市街地を補完する小浜地区、針道地区の地域拠点については、生活を支える基本的な機能の整備を図ります。

工業団地は、周辺の環境に留意した環境改善を図るとともに、新産業形成適地として、杉田地区に工業団地を整備します。

(2) 農山村地域

市内各所に広がる農山村地域については、農業振興地域における優良農用地の保全と有効利用に努める一方、集落地域の生活環境の快適性向上を図ります。

また、地域の伝統文化や歴史的風土、産業、自然環境や景観などの地域資源の活用・保全を通じた都市と農山村との交流を図ることにより、定住・二地域居住を促進します。

7 土地利用に関する法律等の適切な運用

(1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な施策の推進を図ります。

(2) 法律の適切な運用

土地基本法及び国土利用計画法を基本とし、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、文化財保護法、その他関係法令等の適切な運用により、計画的な調整と適正な市土地利用を図ります。

8 市土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

市土の計画的かつ適正な利用を図るため、必要に応じて市土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図ります。また、市民の市土への理解を一層深め、行政との協働により、計画の総合性及び実効性を高めます。

二本松市国土利用計画 説明資料

目 次

1. 計画における地域区分	1
2. 計画における主要指標の推移	1
3. 国土保全の指定状況	2
4. 利用区分の定義及び把握の方法	3
5. 人口の推移	8
6. 国土利用の推移	8
7. 利用区分ごとの国土利用の推移	9
8. 福島県計画県北地域と二本松市における国土利用の変化の対比	10
9. 利用区分ごとの国土利用の規模の目標	10
10. 人口等を基礎とした用地原単位の推移	11
(1) 農用地面積と関係指標の推移と目標	11
(2) 森林面積と関係指標の推移と目標	12
(3) 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標	13
(4) 水面・河川・水路面積の推移	14
(5) 道路面積と関係指標の推移と目標	15
(6) 道路面積の推移	16
(7) 住宅地面積と関係指標の推移と目標	17
(8) 工業用地面積と関係指標の推移と目標	18
(9) その他の宅地面積と関係指標の推移と目標	19
(10) 利用区分の「その他」の内訳	20
(11) 全域面積と関係指標の推移と目標	21
(12) 市街地面積の推移と目標	21
11. 主要転換要因一覧表	22
12. 計画における主要指標の推計方法	23
13. 将来土地利用の検討	26

1. 計画における地域区分

地域区分図



2. 計画における主要指標の推移

		推 移								
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	
人口・世帯数	総人口(人)	67,154	66,988	67,269	66,077	63,178	59,871	58,162	53,000	
	男子人口(人)	32,617	32,580	32,789	32,090	30,670	29,012	28,716	25,829	
	女子人口(人)	34,537	34,408	34,480	33,987	32,508	30,859	29,446	27,171	
	総世帯数(戸)	15,854	16,437	17,505	18,216	18,431	18,346	19,810	18,030	
就業者数	就業者数(人)	35,323	35,573	34,790	34,359	32,322	28,588	27,920	27,030	
	第1次産業(人)	10,135	7,757	4,556	4,277	3,844	2,701	2,290	2,140	
	第2次産業(人)	13,255	14,889	15,368	14,574	12,142	10,343	10,000	9,210	
	第3次産業(人)	11,945	12,912	14,842	15,491	16,310	14,789	15,630	15,680	
農家戸数	農家戸数(戸)		6,731	6,386	6,012	5,598	5,316	5,048	4,244	3,953
		うち販売農家				4,600	3,905	3,493	2,658	2,210
	専業(戸)	534	423	354	350	353	529	472	440	
	第1種兼業(戸)	1,845	1,126	750	472	436	355	289	270	
	第2種兼業(戸)	4,352	4,837	4,908	3,778	3,116	2,609	1,897	1,500	
市総生産額(百万円)		73,128	112,170	182,180	178,010	179,339	156,439	177,243	210,670	

注：就業者数は分類不能の産業があるため、必ずしも合計が一致するものではない。

3. 国土保全の指定状況

	区分	面積	箇所数・指定年月日等
国土保全	急傾斜地崩壊危険区域	20.2ha	27箇所
	砂防指定地	187.67ha	18箇所
	保安林	745.4ha	
	水害防備保安林 (うち保健保安林を兼ねる)	5.8ha (0.6ha)	7箇所 (2箇所)
	保健保安林	203.1ha	6箇所
	土砂流出防備保安林	206.7ha	46箇所
	土砂崩壊防備保安林	45.3ha	45箇所
	水源かん養保安林 (うち保健保安林を兼ねる)	255.3ha (125.8ha)	1箇所 (1箇所)
	干害防備保安林 (うち保健保安林を兼ねる)	29.2ha (14.9ha)	1箇所 (1箇所)
自然環境保全	国立公園	2,062.0ha	・二本松地域 昭和25年9月5日
	県立自然公園	356.8ha	・二本松地域 昭和23年10月18日 ・岩代地域 昭和56年6月16日
	緑地環境保全地域	10.0ha	・東和地域 昭和59年6月15日 ・安達地域 昭和54年8月3日
	鳥獣保護区特別保護地区	33.0ha	
	史跡・名勝天然記念物	570.74ha	・二本松、岩代、東和地域(国・県指定)

4. 利用区分の定義及び把握の方法

区分	定義	把握方法	現況値の調査方法
1 農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。		
(1) 農地	耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含む。	「耕地及び作付面積統計」の「田」及び「畑」の合計である。	・「福島県農林水産統計年報」（東北農政局福島統計・情報センター）より把握（出典は「福島県統計年鑑」（福島県統計情報領域））。
(2) 採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。	「世界農林業センサス林業調査報告書」の「耕地以外で採草地・放牧地として利用した土地」である。	・「世界農林業センサス」より把握。
2 森林	国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。	※林道面積は、道路幅員3.0mを超えるものを除外する。	・「福島県森林・林業統計書」（福島県農林水産部）より把握
	(1) 国有林 ア 林野庁所管国有林 国有林野法第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。	「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「林地以外」（うち、林道及び貸地内の採草放牧地の面積を除く。）の合計である。	
	イ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。	「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「林地以外」の合計である。	
	ウ その他省庁別所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。	「世界農林業センサス林業調査報告書」による。	
	(2) 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって、同法同条第3項に定めるもの。	地域森林計画対象民有林の面積による。	

区分	定義	把握方法	現況値の調査方法
3 原野	「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」及び国有林に係る部分を除いた面積である。		・「世界農林業センサス林業調査報告書」より把握。
4 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。		
	(1) 水面 湖沼(人造湖及び天然湖沼)並びにため池の満水時の水面。	以下に掲げるア、イ及びウの面積の合計である。 ア 天然湖沼 (面積10ha未満のものは除く。)面積100ha以上のは、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」により、100ha未満のものは、環境庁「自然環境保全基礎調査」の結果等による。 イ 人造湖 日本ダム協会「ダム年鑑」及び「ダム総覧」等による。 ウ ため池 「ため池台帳」の堤高15m未満のため池の満水面積による。満水面積が未把握のものについては、堤高区分別有効貯水量を平均堤高で除し、一定係数を乗じて算出する。	・市農林課資料より把握。
	(2) 河川 河川法第4条に定める一級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。	一級河川については、建設省「河川現況調査」を基に把握する。準用河川については、流路延長に必要な区間ごとに把握した平均幅員を乗じて算出した面積を河川管理者に紹介する。 なお、水面と重複する部分を除く。	・市土木課資料より把握。

区分	定義	把握方法	現況値の調査方法
	(3) 水路 農業用排水路	水路面積は以下の算式による。 水路面積＝(整備済水田面積×整備済水田の水路率)+(未整備水田面積×未整備水田の水路率)	・市農林課資料より把握。
5 道路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部(車道、中央帯、路肩)、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。		
	(1) 一般道路 道路法第2条第1項に定める道路。	一般道路は、「道路統計年報」等による。	・福島県土木部資料、市土木課資料より把握。 ・高速道路については東日本高速道路(株)に照会により把握。
	(2) 農道 農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道。	農道面積は以下の算式による。 農道面積＝ほ場内農道面積＋ほ場外農道面積 ほ場内農道面積＝水田地域におけるほ場内農道面積(A)＋畑地域におけるほ場内農道面積(B) ただし、 A＝(整備済水田面積×整備済水田の農道率)＋(未整備水田面積×未整備水田の農道率) B＝(整備済畑面積×整備済畑の農道率)＋(未整備畑面積×未整備畑の農道率) ほ場外農道面積＝「市町村農道台帳」の農道延長×一定幅員	・市農林課資料より把握。
(3) 林道 国有林林道及び民有林林道。	林道のうち、自動車道の延長に一定幅員を乗じて算出する。	・市農林課資料より把握。	

区分	定義	把握方法	現況値の調査方法
6 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。	「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地積(村落地区については地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正したもの)と非課税地積を合計したもの。	・「固定資産の価格等の概要調書」より把握。
(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。	以下に掲げるア及びイの面積の合計である。 ア 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積のうちの住宅地の面積。村落地区については地籍調査進捗状況、地籍調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い補正した面積を加える。	・「固定資産の価格等の概要調書」より把握。
		イ 都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地の面積。	
(2) 工業用地	「工業統計表(用地・用水編)」にいう「事業所敷地面積」を従業者10人以上の事業所敷地面積に補正したもの。	以下に掲げるア及びイの面積の合計である。 ア 従業者30人以上の事業所については、用地・用水編による敷地面積。 イ 従業者4人以上29人以下の事業所については、産業中分類別に次の算式により算出した面積の合計。 (従業者30人以上事業所の敷地面積)×(従業者4人以上29人以下事業所の製造品出荷額等)÷(従業者30人以上事業所の製造品出荷額等)	・「工業統計調査」より、従業者30人以上事業所の敷地面積と、4人以上29人以下事業所の敷地面積(県数値を参考に製造品出荷額等から算出)を把握。

区分	定義	把握方法	現況値の調査方法
(3) その他の宅地	(1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地。	「宅地」から(1)住宅地及び(2)工業用地を除く。	・宅地面積から「住宅地」及び「工業用地」面積を差し引いて把握。
7 その他	市土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。		<ul style="list-style-type: none"> ・市土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いて把握。 ・「その他」の主な内容は、公共施設用地、鉄軌道用地、私道など。
8 市土面積	「全国都道府県市区町村別面積調」による。		・「全国都道府県市区町村別面積調」より把握。
9 市街地面積	国勢調査による「人口集中地区」である。		・国勢調査より把握。

5. 人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
1. 人口 総人口（人）	66,988	67,269	66,077	63,178	59,871	58,162	53,000
1. 人口高齢化 65歳以上人口（人）	10,501	12,871	14,619	15,453	15,854	17,526	17,590
1. 義務教育 該当年齢人口（人）	6,184	8,306	6,856	5,708	5,051	4,397	3,737
1. 世帯 （世帯数）	16,437	17,505	18,216	18,431	18,346	19,810	18,030
1. 都市化 人口集中地区人口（人）	11,821	11,726	11,721	11,031	10,523	9,695	10,600

6. 国土利用の推移

単位：ha、%

利用区分	全 域				増減面積
	平成27年		平成32年		
	面積	構成比	面積	構成比	
1. 農用地	6,151	17.9	6,117	17.8	△ 34
(1) 農地	6,125	17.8	6,096	17.7	△ 29
(2) 採草放牧地	26	0.1	21	0.1	△ 5
2. 森林	15,709	45.6	15,708	45.6	△ 1
3. 原野	374	1.1	374	1.1	0
4. 水面・河川・水路	740	2.1	740	2.1	0
(1) 水面	39	0.1	39	0.1	0
(2) 河川	479	1.4	479	1.4	0
(3) 水路	222	0.6	222	0.6	0
5. 道路	1,960	5.7	1,966	5.7	6
(1) 一般道路	1,928	5.6	1,934	5.6	6
(2) 農道	0	0.0	0	0.0	0
(3) 林道	32	0.1	32	0.1	0
6. 宅地	1,758	5.1	1,779	5.2	21
(1) 住宅地	994	2.9	1,002	2.9	8
(2) 工業用地	188	0.5	197	0.6	9
(3) その他の宅地	576	1.7	580	1.7	4
7. その他	7,750	22.5	7,758	22.5	8
合計	34,442	100.0	34,442	100.0	0
市街地	248	0.7	247	0.7	△ 1

7. 利用区分ごとの国土利用の推移

単位：ha

区 分	平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
農用地	6,414	6,388	6,363	6,328	6,293	6,259	6,235	6,212	6,179	6,151
農地	6,350	6,330	6,310	6,280	6,250	6,220	6,200	6,180	6,150	6,125
採草放牧地	64	58	53	48	43	39	35	32	29	26
森林	15,644	15,644	15,644	15,644	15,560	15,560	15,560	15,560	15,709	15,709
原野	303	328	355	385	417	358	362	366	370	374
水面・河川・水路	740	740	740	740	740	740	740	740	740	740
水面	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
河川	479	479	479	479	479	479	479	479	479	479
水路	222	222	222	222	222	222	222	222	222	222
道路	1,829	1,842	1,856	1,869	1,887	1,928	1,935	1,951	1,958	1,960
一般道路	1,797	1,810	1,824	1,837	1,855	1,896	1,903	1,919	1,926	1,928
農道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林道	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
宅地	1,678	1,688	1,697	1,704	1,713	1,718	1,719	1,722	1,729	1,758
住宅地	881	887	894	905	913	918	921	925	928	994
工業用地	169	171	170	170	171	177	179	183	185	188
その他の宅地	628	630	633	629	629	623	619	614	616	576
その他	7,834	7,812	7,787	7,772	7,832	7,879	7,891	7,891	7,757	7,750
合計	34,442	34,442	34,442	34,442	34,442	34,442	34,442	34,442	34,442	34,442
市街地					262					248

8. 福島県計画県北地域と二本松市における国土利用の変化の対比

単位: ha、%

利用区分	県北地域(県計画の地域)					二本松市				
	平成22年		平成32年		H32年/ H22年	平成27年		平成32年		H32年/ H27年
	面積	構成比	面積	構成比		面積	構成比	面積	構成比	
農用地	26,074	14.9	25,735	14.7	△ 1.3	6,151	17.9	6,117	17.8	△ 0.6
森林	98,241	56.0	98,219	56.0	△ 0.1	15,709	45.6	15,708	45.6	0.0
宅地	10,223	5.8	10,372	5.9	14.6	1,758	5.1	1,779	5.2	1.2
上記以外の利用区分	40,804	23.3	41,016	23.4	0.5	10,824	31.4	10,838	31.4	0.1
合計	175,342	100.0	175,342	100.0	0.0	34,442	100.0	34,442	100.0	0.0

9. 利用区分ごとの国土利用の規模の目標

単位: ha、%

利用区分	二本松市全域		
	平成27年	平成32年	平成32年/ 平成27年
農用地	6,151	6,117	99.4
農地	6,125	6,096	99.5
採草放牧地	26	21	80.8
森林	15,709	15,708	100.0
原野	374	374	100.0
水面・河川・水路	740	740	100.0
水面	39	39	100.0
河川	479	479	100.0
水路	222	222	100.0
道路	1,960	1,966	100.3
一般道路	1,928	1,934	100.3
農道	0	0	0.0
林道	32	32	100.0
宅地	1,758	1,779	101.2
住宅地	994	1,002	100.8
工業用地	188	197	104.8
その他の宅地	576	580	100.7
その他	7,751	7,758	100.1
合計	34,442	34,442	100.0
市街地	248	247	99.6

10. 人口等を基礎とした用地原単位の推移

(1) 農用地面積と関係指標の推移と目標

区分 年次	農用地面積			人口 人	農業就業 人口 人	人口1人 当たり 農用地面積 a/人	農業就業 人口1人 当たり 農用地面積 a/人
	農地 ha	採草 放牧地 ha	計 ha				
平成18年	6,350	64	6,414	62,612	6,483	10.2	98.9
平成19年	6,330	58	6,388	61,833	6,358	10.3	100.5
平成20年	6,310	53	6,363	61,137	6,236	10.4	102.0
平成21年	6,280	48	6,328	60,437	6,117	10.5	103.5
平成22年	6,250	43	6,293	59,871	5,999	10.5	104.9
平成23年	6,220	39	6,259	58,703	5,483	10.7	114.2
平成24年	6,200	35	6,235	57,615	5,011	10.8	124.4
平成25年	6,180	32	6,212	56,938	4,579	10.9	135.7
平成26年	6,150	29	6,179	56,386	4,185	11.0	147.6
平成27年	6,125	26	6,151	58,162	3,825	10.6	160.8
平成32年	6,096	21	6,117	53,000	3,376	11.5	181.2

注：農業就業人口は販売農家

(2) 森林面積と関係指標の推移と目標

区分 年次	森林面積 ha	人口 人	市面積 ha	人口1人 当たり 森林面積 a/人	市面積に 占める森林 面積の割合 %
平成18年	15,644	62,612	34,442	25.0	45.4
平成19年	15,644	61,833	34,442	25.3	45.4
平成20年	15,644	61,137	34,442	25.6	45.4
平成21年	15,644	60,437	34,442	25.9	45.4
平成22年	15,560	59,871	34,442	26.0	45.2
平成23年	15,560	58,703	34,442	26.5	45.2
平成24年	15,560	57,615	34,442	27.0	45.2
平成25年	15,560	56,938	34,442	27.3	45.2
平成26年	15,709	56,386	34,442	27.9	45.6
平成27年	15,709	58,162	34,442	27.0	45.6
平成32年	15,708	53,000	34,442	29.6	45.6

(3) 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標

区分 年次	水面・河川・ 水路面積 ha	人口 人	市面積 ha	人口千人 当たり 水面・河川・ 水路面積 ha／千人	市面積に占め る水面・河川・ 水路面積の 割合 %
平成18年	740	62,612	34,442	11.8	2.1
平成19年	740	61,833	34,442	12.0	2.1
平成20年	740	61,137	34,442	12.1	2.1
平成21年	740	60,437	34,442	12.2	2.1
平成22年	740	59,871	34,442	12.4	2.1
平成23年	740	58,703	34,442	12.6	2.1
平成24年	740	57,615	34,442	12.8	2.1
平成25年	740	56,938	34,442	13.0	2.1
平成26年	740	56,386	34,442	13.1	2.1
平成27年	740	58,162	34,442	12.7	2.1
平成32年	740	53,000	34,442	14.0	2.1

(4) 水面・河川・水路面積の推移

区分 年次	水面 ha	河川 ha	水路 ha	合計 ha	同左推移 (指数)
平成18年	39	479	222	740	100.0
平成19年	39	479	222	740	100.0
平成20年	39	479	222	740	100.0
平成21年	39	479	222	740	100.0
平成22年	39	479	222	740	100.0
平成23年	39	479	222	740	100.0
平成24年	39	479	222	740	100.0
平成25年	39	479	222	740	100.0
平成26年	39	479	222	740	100.0
平成27年	39	479	222	740	100.0
平成32年	39	479	222	740	100.0

(5) 道路面積と関係指標の推移と目標

区分 月次	道路面積 ha	人口 人	市面積 ha	人口千人 当たり 道路面積 ha/千人	市面積に占め る道路面積の割 合 %
平成18年	1,829	62,612	34,442	29.2	5.3
平成19年	1,842	61,833	34,442	29.8	5.3
平成20年	1,856	61,137	34,442	30.4	5.4
平成21年	1,869	60,437	34,442	30.9	5.4
平成22年	1,887	59,871	34,442	31.5	5.5
平成23年	1,928	58,703	34,442	32.8	5.6
平成24年	1,935	57,615	34,442	33.6	5.6
平成25年	1,951	56,938	34,442	34.3	5.7
平成26年	1,958	56,386	34,442	34.7	5.7
平成27年	1,960	58,162	34,442	33.7	5.7
平成32年	1,966	53,000	34,442	37.1	5.7

(6) 道路面積の推移

区分 年次	一般道路 ha	農道 ha	林道 ha	農林道計 ha	道路合計 ha	同左推移 (指数)
平成18年	1,797	0	32	32	1,829	100.0
平成19年	1,810	0	32	32	1,842	100.7
平成20年	1,824	0	32	32	1,856	101.5
平成21年	1,837	0	32	32	1,869	102.2
平成22年	1,855	0	32	32	1,887	103.2
平成23年	1,896	0	32	32	1,928	105.4
平成24年	1,903	0	32	32	1,935	105.8
平成25年	1,919	0	32	32	1,951	106.7
平成26年	1,926	0	32	32	1,958	107.1
平成27年	1,928	0	32	32	1,960	107.2
平成32年	1,934	0	32	32	1,966	107.5

(7) 住宅地面積と関係指標の推移と目標

区分 年次	住宅地面積 ha	世帯数 世帯	1世帯当たり 住宅地面積 m ² /世帯
平成18年	881	18,486	476.6
平成19年	887	18,633	476.0
平成20年	894	18,704	478.0
平成21年	905	18,726	483.3
平成22年	913	18,364	497.2
平成23年	918	18,199	504.4
平成24年	921	18,236	505.0
平成25年	925	18,304	505.4
平成26年	928	18,584	499.4
平成27年	994	19,810	501.8
平成32年	1,002	18,030	555.7

(8) 工業用地面積と関係指標の推移と目標

区分 年次	工業用地 面積 ha	従業者数 人	従業者1人 当たり 工業用地面積 ㎡/人
平成18年	169	7,813	216.3
平成19年	171	7,927	215.7
平成20年	170	7,923	214.6
平成21年	170	7,024	242.0
平成22年	171	6,732	254.0
平成23年	177	6,997	253.0
平成24年	179	6,414	279.1
平成25年	183	6,287	291.1
平成26年	185	6,571	281.5
平成27年	188	6,997	268.7
平成32年	197	8,275	238.1

(9) その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

区分 年次	その他の 宅地面積 ha	人口 人	人口1人当たり その他の宅地面積 ㎡/人
平成18年	628	62,612	100.3
平成19年	630	61,833	101.9
平成20年	633	61,137	103.5
平成21年	629	60,437	104.1
平成22年	629	59,871	105.1
平成23年	623	58,703	106.1
平成24年	619	57,615	107.4
平成25年	614	56,938	107.8
平成26年	616	56,386	109.2
平成27年	576	58,162	99.0
平成32年	580	53,000	109.4

(10) 利用区分の「その他」の内訳

区 分	平成27年 m ²
公共施設用地	1,700,204.82
本庁舎	16,965.17
消防施設	12,811.75
その他の施設	75,905.42
学校	757,118.96
保育所	20,906.74
公園	816,496.78

(11) 全域面積と関係指標の推移と目標

区分 年次	全域面積 ha	人口 人	人口1人当たり 市面積 ha/人
平成18年	34,442	62,612	0.55
平成19年	34,442	61,833	0.56
平成20年	34,442	61,137	0.56
平成21年	34,442	60,437	0.57
平成22年	34,442	59,871	0.58
平成23年	34,442	58,703	0.59
平成24年	34,442	57,615	0.60
平成25年	34,442	56,938	0.60
平成26年	34,442	56,386	0.61
平成27年	34,442	58,162	0.59
平成32年	34,442	53,000	0.65

(12) 市街地面積の推移と目標

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
人口(人)	12,094	11,821	11,726	11,721	11,031	10,523	9,695	10,600
面積(ha)	250	240	250	260	264	262	248	247
密度(人/ha)	48.4	49.3	46.9	45.1	41.8	40.2	39.1	43.0

注: 目標は市街地人口を平成32年目標人口53,000人の20%、密度43と見込む。

11. 主要転換要因一覧表

基準年平成 27 年～32 年

計画の 区分	事業 主体	事 業 年 度	32年度までの 進捗率(%)	農用地			森林	原野	水面・河川・水路			道 路			宅 地			その他	合計
				田	畑	採草放牧地			水面	河川	水路	一般道	農道	林道	住宅地	工業	その他		
市街地整備	二本松駅南地区整備 事業	市	28～32	100											0.60				0.60
	杉田駅周辺整備事業	市	28～32	100	0.50								0.60			0.10		0.16	0.76
	安達駅西地区整備事 業	市	28～32	100									0.43			0.43			0.43
	安達駅周辺整備事業 (東地区)	市	28～32	100									0.16				0.16		0.16
	安達支所東地区整備 事業	市	28～32	100	1.08													1.08	1.08
	市営住宅建替事業 (茶園団地)	市	～30	100		0.02		0.03	0.02				0.01			1.33		0.05	1.46
交通網整備	幹線道路整備事業	市	28～32	100	1.05	1.18		0.81	0.14						0.19		0.03	3.40	
	一般市道整備事業	市	28～32	100	0.16	0.10		0.10					3.40			0.05		0.41	
商工業振興	工業団地造成事業	市	28～32	100	8.90	0.32										9.22		9.22	
その他	水道施設改良事業	市	～28	100	0.07	0.04		0.12										0.23	
農地転用による増減		—	—	—	4.75	10.00					0.25				10.00		5.00	15.00	
採草放牧地のかい廃による増減		—	—	—			5.00											5.00	

※上段は転換前の面積、下段は転換後の面積

12. 計画における主要指標の推計方法

(1) 人口

本市の総人口は、平成7年の国勢調査 67,269 人をピークに次第に減少しており、平成22年で 59,871 人、平成27年 58,164 人となっている。

人口推計にあたっては、コーホート要因法を使用した。コーホート要因法とは、各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法である。その結果、平成32年は 57,300 人と推計される。

●目標人口

本市の上位計画である新二本松市総合計画における目標人口による。

平成32年 53,000 人（男性 25,829 人、女性 27,171 人）

(2) 世帯数

世帯数は、核家族化や世帯規模の縮小により、人口減少にかかわらず増加しており、平成27年 19,810 世帯、1世帯あたり人員は、2.94 である。

世帯数推計にあたっては、総人口を1世帯当たりの人員で除することとする。

$$\begin{array}{rccccccc} & & \text{総人口} & \diagdown & \text{1世帯あたり人員} & = & \text{世帯数} \\ \text{平成32年} & & (53,000) & & (2.94) & & (18,030) \end{array}$$

(3) 就業者数

総人口に対する就業者数比率は、平成12年 52.0%、17年 51.2%、22年 47.7%で、3年度の平均比率は 50.3% である。少子高齢化の影響による比率の低下が見られる。

しかしながら、このまま少子・高齢化が進展すれば、労働力人口は不足することが想定されるので、就業者比率は次第に高まるものと考え、51%まで上昇するものとする。

$$\begin{array}{rccccccc} & & \text{総人口} & \times & \text{就業者数比率} & = & \text{就業者数} \\ \text{平成32年} & & (53,000) & & (0.51) & & (27,030) \end{array}$$

(4) 産業別就業者数

1) 第1次産業就業者数

第1次産業就業者を求めるにあたっては、第1次産業就業者の多くを占める農業就業者が高齢化に伴いどのくらいリタイアするかをベースとする。平成22年の農業就業人口（販売農家のみ）は5,999人であるが、今後、販売農家の農業就業者のリタイア層として平成32年までに1,383人（平成22年で70歳以上）を見込む。これに対し、新規就農者はリタイア層の約1割、平成32年までに130人を見込む。

平成22年の農業就業者と第1次産業就業者は5,999 : 2,701で1 : 0.45であるが、この比率は今後も代わらないものと仮定する。

$$\begin{array}{rcccl}
 & & & \text{農業就業者に対する} & \\
 & & & \text{第1次産業就業者} & \\
 & & & \text{の占める割合} & \\
 \text{農業就業者} & \times & \text{第1次産業就業者} & = & \text{第1次産業就業者} \\
 & & & & \\
 \text{平成32年} & & (4,746) & & (2,140) \\
 & & & & (0.45)
 \end{array}$$

2) 第2次・第3次産業就業者数

第2次と第3次就業者の合計数に対する2次産業就業者の割合は、平成12年48.5%、17年42.7%、22年40.9%であり、平成17年に大幅に減少している。平成32年に37%にまで低下することを見込む。

$$\begin{array}{rcccl}
 & & & \text{第1次産業就業者} & \\
 & & & \text{数} & \\
 \text{就業者数} & - & \text{第1次産業就業者} & = & \text{第2次・3次就業者数} \\
 & & & & \\
 \text{平成32年} & & (27,030) & & (24,890) \\
 & & & & (2,140)
 \end{array}$$

$$\begin{array}{rcccl}
 & & & \text{第2次・3次就業者数合計に} & \\
 & & & \text{対する第2次産業就業者の割} & \\
 & & & \text{合} & \\
 \text{第2次・3次} & \times & \text{第2次・3次就業者数合計に} & = & \text{第2次産業就} \\
 \text{就業者数} & & \text{対する第2次産業就業者の割} & & \text{業者数} \\
 & & & & \\
 \text{平成32年} & & (24,890) & & (9,210) \\
 & & & & (0.37)
 \end{array}$$

$$\begin{array}{rcccl}
 & & & \text{第1次・第2次産} & \\
 & & & \text{業就業者数} & \\
 \text{就業者数} & - & \text{第1次・第2次産} & = & \text{第3次産業就業者数} \\
 & & & & \\
 \text{平成32年} & & (27,030) & & (15,680) \\
 & & & & (11,350)
 \end{array}$$

(5) 農業関係

1) 農業戸数

販売農家戸数に対する販売農家の農業就業者の割合は、平成12年1:1.6、平成17年1:1.7、平成22年1:1.7、平成27年1:1.4であり、平成32年は平成27年の1:1.4を見込む。既に販売農家の農業就業者数は算出してあるため、平成32年の販売農家は2,214戸と見込まれる。

次に農家戸数に占める販売農家割合は、平成12年82.2%、平成17年73.5%、平成22年69.2%、平成27年62.6%であり、次第に低下しており、平成32年には56%を見込む。

	販売農家	／	農家戸数に占める割合	=	農家戸数
平成32年	(2,210)		(0.56)		(3,950)

2) 専業及び兼業農家

平成22年以降、販売農家に限定しての専業及び兼業農家であるそれぞれの構成比は、平成22年及び27年、専業農家は各15.1%、17.7%、第1種兼業農家は各10.2%、10.9%、第2次兼業農家は各74.7%、71.4%である。

専業農家、第1種兼業農家はやや増加し、第2種兼業農家は減り気味である。平成32年、専業農家及び第1種兼業農家は平成22年から27年と同程度の伸びを見込み20%、第1種兼業農家は12%を見込む。

	販売農家	×	専業農家の構成比	=	専業農家
平成32年	(2,210)		(0.20)		(440)

	販売農家	×	第1種兼業農家の構成比	=	第1種兼業農家
平成32年	(2,210)		(0.12)		(270)

	販売農家	－	専業・第1種兼業農家	=	第2種兼業農家
平成32年	(2,210)		(710)		(1,500)

14. 将来土地利用の検討

(1) 将来土地利用の検討

1) 農用地

●田

①平成 27 年現在、田面積 3,289ha。

②農地転用によるかい廃。1 ha/年の転用を見込む。

～平成 32 年 5ha

ただし、これから水路分を差し引く。未整備水田の水路率を 0.05 とする。

～平成 32 年 0.25ha

～平成 32 年 4.75ha $5\text{ha} - 0.25\text{ha} = 4.75\text{ha}$

③開発事業計画によるかい廃。

・ 杉田駅周辺整備事業	0.50 ha
・ 安達支所東地区整備事業	1.08 ha
・ 幹線道路整備事業	1.05 ha
・ 一般市道整備事業	0.16 ha
・ 工業団地造成事業	8.90 ha
・ 水道施設改良事業	0.07 ha
計	11.76 ha

【推計値】

～平成 32 年 $3,289\text{ha} - (4.75\text{ha} + 11.76\text{ha}) \approx 3,272\text{ha}$

●畑

①平成 27 年現在、畑面積 2,836ha。

②農地転用によるかい廃。2 ha/年の転用を見込む。

～平成 32 年 10ha

③開発事業計画によるかい廃。

・市営住宅建替事業	0.02 ha
・幹線道路整備事業	1.18 ha
・一般市道整備事業	0.10 ha
・工業団地造成事業	0.32 ha
・水道施設改良事業	0.04 ha

計	1.66 ha
---	---------

【推計値】

～平成 32 年 2,836ha - (10ha + 1.66ha) ≒ 2,824ha

●採草放牧地

①平成 27 年現在、採草放牧地面積 26ha。

②自然かい廃。1 ha/年の転用を見込む。

～平成 32 年 5ha

【推計値】

$$\sim\text{平成 32 年} \quad 26\text{ha} - 5\text{ha} = 21\text{ha}$$

2) 森林

平成 27 年現在、森林面積 15,709ha。

・市営住宅建替事業（茶園団地）	0.03 ha
・幹線道路整備事業	0.81 ha
・一般市道整備事業	0.10 ha
<hr/>	
計	0.94 ha

【推計値】

$$\sim\text{平成 32 年} \quad 15,709\text{ha} - 0.94\text{ha} \doteq 15,708\text{ha}$$

3) 原野

●原野

①平成 27 年現在、原野面積 374ha。

②開発事業計画によるかい廃。

・市営住宅建替事業（茶園団地）	0.02 ha
・幹線道路整備事業	0.14 ha
・水道施設改良事業	0.12 ha
<hr/>	
計	0.28 ha

【推計値】

～平成 32 年 $374\text{ha} - 0.28\text{ha} \doteq 374\text{ha}$

4) 水面・河川・水路

●水面

①平成 27 年現在、水面面積 39ha。

②開発事業計画による増加。

・市営住宅建替事業（茶園団地）	0.03 ha
<hr/>	
計	0.03 ha

【推計値】

～平成 32 年 $39\text{ha} + 0.03\text{ha} \doteq 39\text{ha}$

●河川

- ①平成 27 年現在、河川面積 479.0ha。
- ②開発事業計画等がないため、不変。

【推計値】

～平成 32 年 479ha

●水路

- ①平成 27 年現在、水路面積 222ha。
- ②農地転用による減少。(農用地の田の項を参照。)

～平成 32 年 0.25ha

【推計値】

～平成 32 年 222ha - 0.25ha ≒ 222ha

5) 道路

●一般道路

①平成 27 年現在、一般道路面積 1,928ha。

②開発事業計画による増加。

・二本松駅南地区整備事業	0.60 ha
・杉田駅周辺整備事業	0.76 ha
・安達駅西地区整備事業	0.43 ha
・安達駅周辺整備事業（東地区）	0.16 ha
・市営住宅建替事業（茶園団地）	0.48 ha
・幹線道路整備事業	3.40 ha
・一般市道整備事業	0.41 ha
計	6.24 ha

【推計値】

～平成 32 年 $1,928\text{ha} + 6.24\text{ha} \div 1,934\text{ha}$

●農道

①平成 27 年現在、農道は全て市道認定されたため、農道面積 0ha。

②平成 32 年度まで開発事業計画等なし。

【推計値】

～平成 32 年 0ha

●林道

- ①平成 27 年現在、林道面積 32ha。
- ②開発事業計画等がないため不変。

【推計値】

～平成 32 年 32ha

6) 宅地

●住宅地

- ①平成 27 年現在、住宅地面積 994ha。
- ②農地転用による増加

・農地転用による	10.0 ha
計	10.0 ha

- ③開発事業計画による減少。

・二本松駅南地区整備事業	0.60 ha
・杉田駅周辺整備事業	0.10 ha
・安達駅西地区整備事業	0.43 ha
・市営住宅建替事業（茶園団地）	0.51 ha
・幹線道路整備事業	0.19 ha
・一般市道整備事業	0.05 ha
計	1.88 ha

【推計値】

～平成 32 年 994ha + 10.0ha - 1.88 ha ≒ 1,002ha

●工業地

①平成 27 年現在、工業地面積 188ha。

②開発事業計画による増加。

・工業団地造成事業	9.22 ha
計	9.22 ha

【推計値】

$$\sim\text{平成 32 年} \quad 188\text{ha} \quad + \quad 9.22\text{ha} \quad = \quad 197\text{ha}$$

●その他の宅地

①平成 27 年現在、その他の宅地面積 576ha。

②農地転用による増加

・農地転用による	5.0 ha
計	5.0 ha

③開発事業計画による減少。

・安達駅周辺整備事業（東地区）	0.16 ha
計	0.16 ha

【推計値】

$$\sim\text{平成 32 年} \quad 576\text{ha} \quad + \quad 5.0\text{ha} \quad - \quad 0.16\text{ha} \quad \doteq \quad 580\text{ha}$$

7) その他

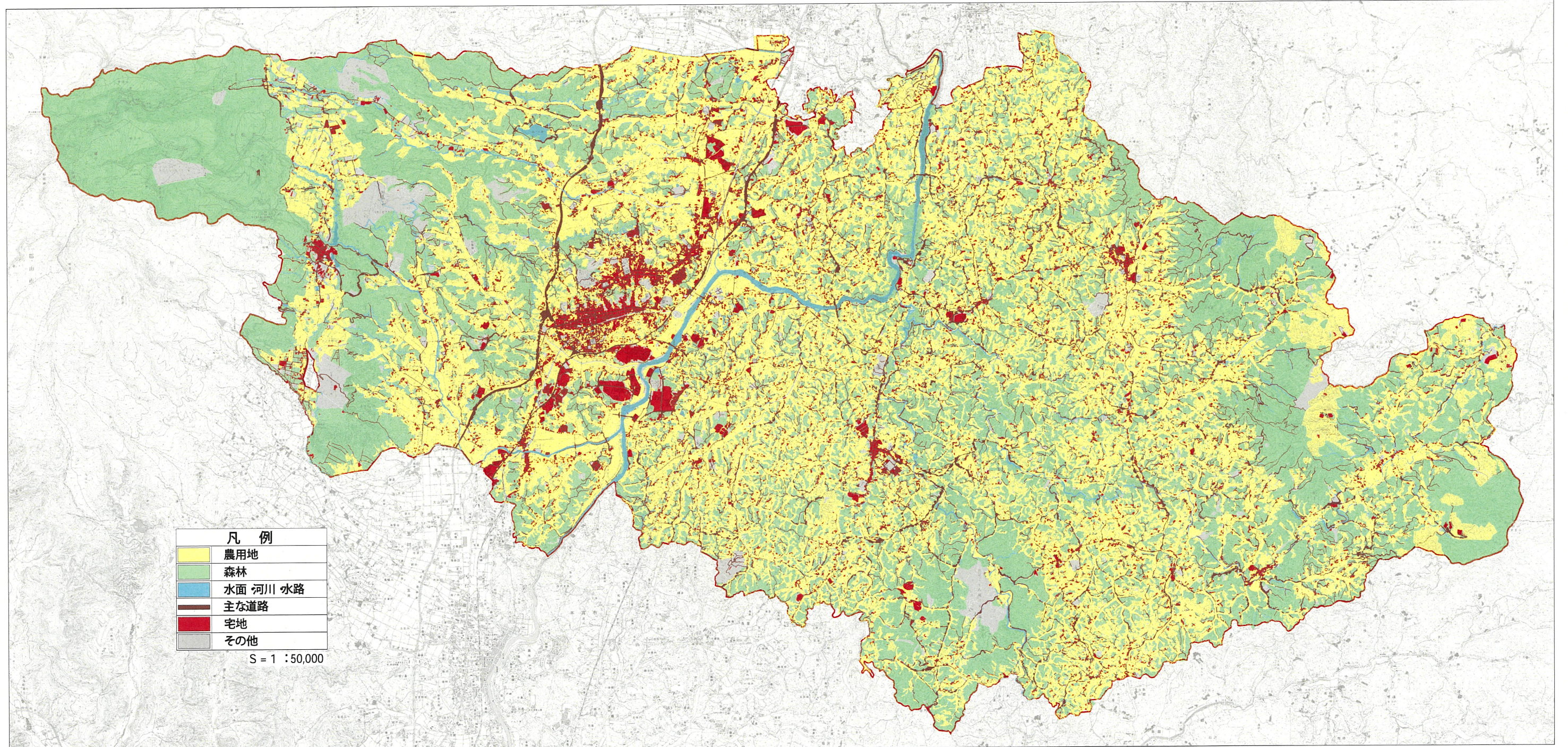
①平成 27 年現在、その他面積 7,750ha。

②その他の面積については、総面積から上記 1) から 6) を減じた値とする。

【推計値】

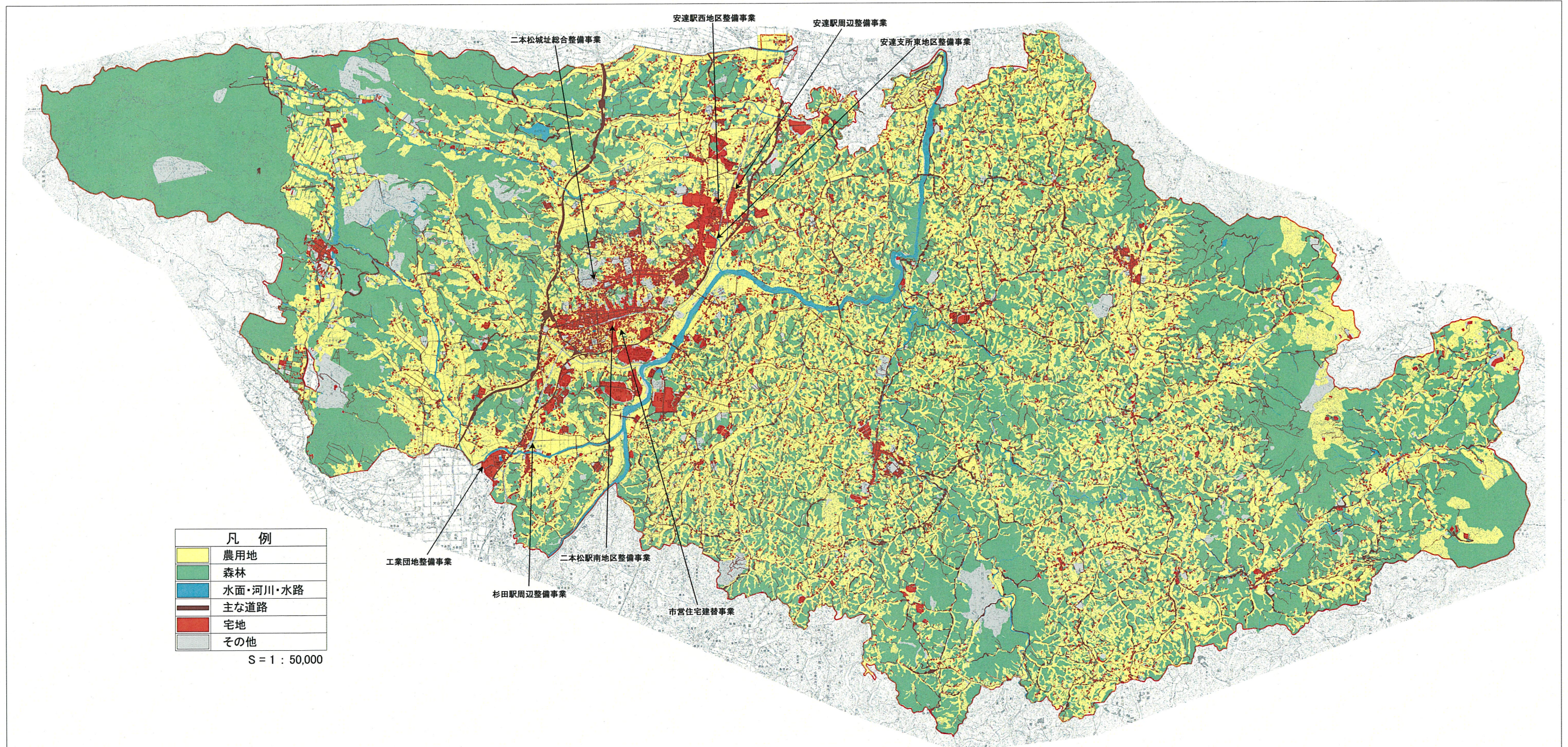
～平成 32 年	$34,442\text{ha} - 3,272\text{ha} - 2,824\text{ha} - 21\text{ha} - 15,708\text{ha}$
	(総面積) (田) (畑) (採草牧草地) (森林)
	$- 374\text{ha} - 39\text{ha} - 479\text{ha} - 222\text{ha} - 1,934\text{ha} - 0\text{ha}$
	(原野) (水面) (河川) (水路) (一般道路) (農道)
	$- 32\text{ha} - 1,002\text{ha} - 197\text{ha} - 580\text{ha} = 7,758\text{ha}$
	(林道) (住宅地) (工業地) (その他の宅地)

土地利用現況図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平28情地、第693号）」

土地利用構想図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平28情保、第093号）」